

○瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付要綱

平成31年3月6日告示第9号

瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地球温暖化対策の推進、地球環境の保全及び市民の日常生活における新エネルギーの利用を促進するため、新エネルギーシステムを設置する市民に対し、予算の範囲内で瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 補助金の対象となる新エネルギーシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、補助対象システムは、未使用品とする。

(1) 蓄電システム 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業の補助対象となるシステム

(2) 次世代自動車用充電システム 電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする次のすべてに該当するシステム

ア 分電盤に専用の分岐回路（＝専用回路）が増設されたもの

イ 分電盤において、所要の容量及び漏電ブレーカーの設置等の措置が確保されたもの

ウ 単相200V 20A以上の配線用遮断器分岐回路で充電する仕様の設備が導入されたもの

エ EV充電用コンセント及びケーブル付き普通充電設備のいずれかが設置されたもの

(3) 家庭用燃料電池システム 経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象となるシステム

(4) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根に設置する低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電システム

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者であつて、第5条に規定する補助金交付申請の際に瑞浪市内に住所を有しているものであり、かつ、市税の滞納がない者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅に補助対象システムを設置した者

イ 自ら居住し、かつ、所有するために新築した市内の住宅に補助対象システムを設置した者

(2) 補助対象システムを次のいずれか一方又は両方の組合せで設置した者

ア 住宅用太陽光発電システムと連系させるために蓄電システム及び次世代自動車用充電システムのいずれか一方又は両方を設置した者。ただし、蓄電システム又は次世代自動車用充電システムと連系させるために、新たに住宅用太陽光発電システムを設置した者を含む。

イ 家庭用燃料電池システムを設置した者

2 前項各号の規定にかかわらず、自ら居住し、かつ、所有するために、市内に所在する蓄電システム、次世代自動車用充電システム及び家庭用燃料電池システムの少なくともいずれかが設置された住宅を購入した者は、補助金の対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(1) 蓄電システム 25,000円にシステムの蓄電容量(単位は、キロワットアワーとし、小数点以下2桁未満は四捨五入する。ただし、蓄電容量が4キロワットアワー以上のシステムにあつては4キロワットアワーとする。)を乗じた額とする。

(2) 次世代自動車用充電システム 100,000円

(3) 家庭用燃料電池システム 100,000円

(4) 住宅用太陽光発電システム 15,000円にシステムの最大出

力値（単位は、キロワットとし、小数点以下2桁未満は四捨五入する。ただし、最大出力が4キロワット以上のシステムにあつては、4キロワットとする。）を乗じた額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条及び第10条の規定にかかわらず、補助対象システムの保証開始日から起算して90日以内に、瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） エネルギー利用最適化システム設置概要書（様式第2号）
- （2） 補助対象システムに係る領収書の写し（補助対象システムの価格及び工事費等がわかるもの）又は領収金額証明書（様式第3号）等の領収金額及びその明細がわかるもの
- （3） 販売店又は設置工事を請け負った事業者等との契約書（システムの設置工事費等の内訳が明記されているもの）の写し
- （4） 補助対象システムを設置した住宅の位置を示した地図
- （5） 補助対象システムの分電盤回路図（次世代自動車用充電システムに限る。）
- （6） 次に掲げる写真
 - ア 補助対象システムを設置した住宅全体がわかる写真
 - イ 補助対象システムの設置状況がわかる写真（蓄電システム及び次世代自動車用充電システムについては、住宅用太陽光発電システムとの連系状況のわかるものを含む。）
 - ウ 住宅用太陽光発電システムが既に設置されている場合は、当該住宅用太陽光発電システムの設置状況がわかる写真
- （7） 補助対象システムの保証書の写し（住宅用太陽光発電システムを除く。）
- （8） 次世代自動車用充電システムを設置した者にあつては、次世代自動車用充電システムに係る証明書（様式第4号）
- （9） 新たに住宅用太陽光発電システムを設置した者にあつては、次に掲げる書類

ア 住宅用太陽光発電システムの仕様書（太陽電池モジュールの型式、メーカー名、最大出力値、使用枚数、配置図等が明記されているもの）の写し

イ 電気事業者より発行された太陽光発電に係る電力の系統連系が確認できる書類の写し

（10） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、1の住宅につき、補助対象システムの種類ごとにそれぞれ1回限り行うことができる。ただし、過去に市の補助金等の交付を受けたことがない補助対象システムに限る。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付け、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

（1） 不正の手段により補助金を受けたとき。

（2） 本要綱に違反したとき。

（3） 設置方法等が不相当と認められたとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(管理等)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受け、設置した補助対象システムについて、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第10条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、補助対象システムを補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、貸与し、廃棄し、又は担保提供等に供するなどの処分をしてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合においては、この限りでない。

2 交付決定者は、前項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、交付決定者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(瑞浪市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 瑞浪市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成24年告示第13号）は、廃止する。ただし、平成31年3月31日までに同要綱の規定によりなされた交付申請に係る補助金の交付及び決定された補助金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（別紙）

様式第2号（別紙）

様式第3号（別紙）

様式第4号 (別紙)

様式第5号 (別紙)

様式第6号 (別紙)

様式第7号 (別紙)

様式第8号 (別紙)